

社会福祉法人石井記念愛染園
幼保連携型認定こども園 大国保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設設置主体・運営主体

(設置、運営主体)

名 称	社会福祉法人 石井記念愛染園
所 在 地	大阪市浪速区日本橋 5 丁目 16-15
電 話 番 号	06-6634-8907
代表者氏名	理事長 伊藤 正明

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	大国保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市浪速区大国 2-13-1
連 絡 先	電話番号：06-6649-6182 携帯（緊急時） 080-4427-1388 F A X：06-6649-5821
管 理 者	園長 西野 伸一
対 象 児 童	満 3 歳以上の小学校修学前児童及び保育を必要とする 満 3 歳未満の乳幼児
認 可 定 員	〈1号認定子ども〉 満 3 歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども 以外の児童 9 人 〈2号認定子ども〉 満 3 歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要と する児童 67 人 〈3号認定子ども〉 満 3 歳未満で保育を必要とする児童 40 人
利 用 定 員	〈1号認定子ども〉 満 3 歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども 以外の児童 9 人 〈2号認定子ども〉 満 3 歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要と する児童 60 人 〈3号認定子ども〉 満 3 歳未満で保育を必要とする児童 39 人
開 設 年 月 日	2024（令和6）年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	2 7 1 1 1 0 1 1 0 0 0 2 2

3 施設の目的・運営方針

大国保育園（以下「当園」という。）は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 「当園」は、児童の属する家庭や地域とのさまざまな社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1613.84 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	684.67 m ²
園 庭		地上園庭 225.84 m ² 屋上園庭 140.4 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	たんぽぽぐみ（0歳児クラス）
ほふく室	1 室	うめぐみ（1歳児クラス）
保育室	4 室	ちゅうりっぷぐみ（満2歳児クラス） すみれぐみ（満3歳児クラス） ばらぐみ（満4歳児クラス） ひまわりぐみ（満5歳児クラス） について各1室
遊戯室（ホール）	1 室	プレイルーム
調理室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（１）特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

（２）教育及び保育の特徴

自由保育、自然保育、障がい児保育、延長保育やすべての子どもが地域や保育園で育ちあう教育・保育。

5 歳児六甲雪遊び遠足

5 歳児びわこ宿泊保育

（３）地域交流活動

週 1 回の園庭開放。また、地域の施設との交流もあります。

（４）子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

《 受付：月曜日～金曜日 午前 10 時から午後 4 時 》

（５）送迎

原則として保護者。又は、それに代わる方。

6 職員の職種、職員数及び職務の内容（栄養士については調理員の内数） 令和 7 年 1 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	保育園運営をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を補佐し、所属職員を監督	0	0		
主任 保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育等をつかさどる	1	1		
保育教諭	園児の教育・保育等をつかさどる	17	11	6	
保育補助	保育教諭の補助として教育・保育等に携わる（子育て支援員、准看護師等）			8	
栄養士	園児の発達段階に応じ献立を作成し、給食及びおやつを調理する	2	2		
調理員	給食の調理をつかさどる	2	0	2	
嘱託医	年 2 回の内科健診及び相談 年 1 回の歯科健診及び相談	2		2	
薬剤師	清潔、飲料水、プール、照明等について定期検査や指導・助言を行います。	1		1	

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 100 号。以下「条例」という。）」の定め

る基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(7:30～19:30)のうち、7時間15分
主任保育教諭	正規の勤務時間帯(7:30～19:30)のうち、7時間15分
保育教諭	正規の勤務時間帯(7:30～19:30)のうち、7時間15分
栄養士(栄養教諭)	正規の勤務時間帯(8:00～16:00)のうち、7時間15分
調理員	正規の勤務時間帯(8:30～16:30)のうち、7時間15分

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始(12月29日から1月3日)(※注)春、夏、冬季の長期休業日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

(※注) 土曜日でも、保育が必要な場合は、一時預かりを利用することもできますのでご相談ください。

8 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね6時間)	9時～15時(※注1)
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分(※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	8時～16時(※注3)

(※注1) 9時より前若しくは15時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますのでご相談ください。(別途利用者負担が必要となります)

(※注2) 保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

(※注3) 保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

園において、調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時15分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況（再掲）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	2	2	0	

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割り計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

生活保護世帯に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額 2,500 円を上限に申請により助成されます。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園が入所申し込みの先着順により入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意されたのちに教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区役所（保健福祉センター）の利用調整に基づき当園に入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始いたします。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第 24 条第 1 校第 2 号又は第 3 号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	長吉総合病院
医師名	武田 和子
所在地	大阪市平野区長吉長原 1-2-34
電話番号	06-6709-0301

(2) 歯科

医療機関の名称	太田歯科医院
医 師 名	太田 千景
所 在 地	大阪市浪速区元町 1-4-22 ロアジール難波 1F
電 話 番 号	06-6586-6471

(3) 薬剤師

医療機関の名称	愛染橋病院
薬 剤 師 名	中川 朋子
所 在 地	大阪市浪速区日本橋 5 丁目 16-15
電 話 番 号	06-6633-2801

15 緊急時の対応

入園されている園児に病状急変、災害等の緊急事態が発生した場合には、電磁的方法でお知らせいただいている緊急連絡先及び別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

※地震などの災害の状況により保育園業務を実施ないし維持できない場合は、休園せざるを得ない場合があります。詳細は、別紙をご参照ください。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止と子どもの権利についての研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルと体罰防止規程の作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 片山 久美 ・ご利用時間 10時 ～ 16時45分 ・電話番号 06-6649-6182 ・FAX 06-6649-5821 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 遼	一般社団法人大阪市私立保育連盟 会長 電話番号 06-6761-1171
	赤井 桂子	浪速区民生委員児童委員協議会 副会長 電話番号 06-6641-6238

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	285 円（年額）

※詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」を御確認ください。

20 児童の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	6人	6人	6人
1歳児	13人	15人	14人
2歳児	15人	18人	16人
3歳児	17人	15人	20人
4歳児	20人	19人	15人
5歳児	20人	20人	20人
合計	91人	93人	91人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成26年度受審 令和元年度受審	おおむね良好 おおむね良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	保育の質の向上につなげています

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨
公表・公示案件はありません。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません。

別表 1

【1 号認定】 ※社会情勢によって料金の変動が生じる場合があります。

1-1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給食費	1 号認定を受けた子どもに係る幼児給食費 ※副食費免除規定あり（主食費：1,100 円）	月額 3,000 円
土曜日保育	1 号認定子どもが土曜日保育を利用する場合	1 日 500 円（9 時～13 時）
積 立	5 歳児	月額 1,200 円
行事費	園外保育・バス代（入園料等は実費）	随時園バス使用時 1,200 円
被服費	帽子(全児童) 通園用カバン	入園時(1,100 円、4,000 円)
教材費 (用品代)	のり,のり補充 はさみ 粘土（3 歳児半分 4,5 歳児 1 個） クレパス 16 色セット クレパス（ばら売り） 自由画帳 誕生日カード ハイマーカー8 色（5 歳児） 鍵盤ハーモニカ吹き口（5 歳児）	2 歳児以上 220 円 補充 100 円 3 歳児以上 420 円 3 歳 220 円 4,5 歳 440 円 670 円 40 円 280 円 260 円 5 歳児のみ 890 円 5 歳児のみ 500 円
キャンプ費	5 歳児びわこ 1 泊にかかる費用	8,000 円（積立から）
アルバム費	5 歳児卒園アルバム費用（写真代を含む）	2,500 円（積立から）
雪遊び	六甲人工スキー場に係る費用	入園料を含め 3,000 円 （積立から）

※社会情勢によって料金の変動が生じる場合があります。

別表 2

【2号・3号認定】 ※社会情勢によって料金の変動が生じる場合があります。

1-2 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
主食費	3、4、5 歳児の主食提供に係る実費負担	月額 1,100 円
副食費	3、4、5 歳児の副食提供に係る実費負担	月額 4,500 円
積 立	5 歳児	月額 1,200 円
行事費	園外保育に係る実費負担	随時園バス使用時 1,200 円
被服費	帽子(全児童) 通園用カバン(3~5 歳児)	入園時(1,100 円、4,000 円)
教材費 (用品代)	のり (2 歳児以上) のり補充 はさみ (3 歳児以上) 粘土 (2,3 歳児半分 4,5 歳児 1 個) クレパス 16 色セット (2 歳児以上) クレパス (ばら売り) 自由画帳 (3 歳児以上) 誕生日カード ハイマーカー 8 色 (5 歳児) 鍵盤ハーモニカ吹き口 (5 歳児) おむつサブスク (にこにこ登園) (0、1 歳児) ※事業者との契約	2 歳児以上 220 円 補充 100 円 3 歳児以上 420 円 2 歳児以上 2,3 歳 220 円 4,5 歳 440 円 2 歳児以上 670 円 2 歳児以上 40 円 3 歳児以上 280 円 260 円 5 歳児のみ 890 円 5 歳児のみ 500 円 0、1 歳児 月額 2,508 円
キャンプ費	5 歳児びわこ 1 泊にかかる費用	8,000 円 (積立から)
アルバム費	5 歳児卒園アルバム費用 (写真代を含む)	2,500 円 (積立から)
雪遊び	六甲人工スキー場に係る費用	入園料を含め 3,000 円 (積立から)

2 時間外保育に係る利用者負担

【1号 教育時間認定（6時間）児童】

勤務等の都合で延長保育が必要な方は、下記の時間帯でお預かりしています。

月曜日～金曜日	午前8：00～午前9：00
	午後3：00～午後5：00

(1) 1号認定児童の利用分

	1時間まで（16時まで）	2時間まで（17時まで）
月額制	1,500円/月	3,000円/月
日額制	200円/日	400円/日

なお、1号認定児童にかかる利用時間は、教育時間の開始前（9時まで）と、教育時間の終了後（15時以降）の時間を通算して計算します。

(2) 準2号認定児童の利用分（1号認定児童で保護者が就労等される場合）

	所得区分	1時間まで	2時間まで	3時間まで	4時間まで	4時間以上
月額制	市民税課税世帯	0円/月	0円/月	1,500円/月	3,000円/月	3,500円/月
	市民税 非課税世帯	その他世帯	0円/月	0円/月	1,000円/月	2,000円/月
	生活保護世帯	母子世帯等	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月
			0円/月	0円/月	0円/月	0円/月
日額制	－	200円/日	400円/日	600円/日	700円/日	750円/月

※母子世帯等とは母子世帯、在宅障がい児（者）世帯

なお、1号認定児童にかかる利用時間は、教育時間の開始前（9時まで）と、教育時間の終了後（15時以降）の時間を通算して計算します。

【2・3号認定児童（8時間）】

(1) 保育標準時間認定児童の利用分

	所得区分		1時間まで
月 額 制	市民税課税世帯		2,900円/月
	市民税	その他世帯	1,000円/月
	非課税世帯	母子世帯等	0円/月
	生活保護世帯		
日 額 制	－		300円/日

※母子世帯等とは母子世帯、在宅障がい児(者)世帯

(2) 保育短時間認定児童の利用分

	所得区分		1時間まで	2時間まで	2時間超
月 額 制	市民税課税世帯		2,900円/月	5,900円/月	6,800円/月
	市民税 非課税世帯	その他世帯	1,000円/月	2,000円/月	2,300円/月
		母子世帯等	0円/月	0円/月	0円/月
	生活保護世帯				
日 額 制	－		300円/日	600円/日	700円/日

※母子世帯等とは母子世帯、在宅障がい児(者)世帯

なお、保育短時間認定児童にかかる利用時間は、保育短時間の開始前（8時まで）と、保育短時間の開始後（16時以降）の時間を通算して計算します